

業界団体を通じて都内中小企業の人材確保等を支援します！

「団体課題別人材力支援事業」 団体からの企画案を募集！！

雇用情勢の改善により、ほぼすべての産業の中小企業が人手不足感を強めており、人材確保、育成・定着等が課題となっています。各業界では、それぞれ業界特有の課題を抱えており、その解決を図ることが必要です。

東京都では、(公財)東京しごと財団と連携して、業界内の状況に精通している団体を通じて、中小企業の人材確保等の支援を行う「団体課題別人材力支援事業」を開始します。

本日より、団体から「採用」や「育成・定着・雇用環境整備」に関する企画案を広く募集しますのでお知らせします。

1. 事業の概要 (事業スキームは、別紙を参照してください。)

- 人材の確保、育成・定着等に課題を抱えている業界の団体から「採用」及び「育成・定着・雇用環境整備」に関する企画案を募集し、課題解決に資する企画案を審査会で選定します。
- 選定された企画案について、(公財)東京しごと財団が、提案した業界団体（または、コンソーシアム（企業体））に委託して事業化を図ります。
(事業期間：平成28年8月（予定）から30年3月まで)
(事業費：28、29年度の2カ年で1団体あたり**1億円**の範囲内で事業を委託)

2. 企画案の募集について

1 募集する企画案の内容

業界が抱える「採用」及び「育成・定着・雇用環境整備」に関する課題やニーズを踏まえた事業で、業界内の中小企業等の人材力強化に資するものであること。
(想定される支援メニュー例は、別紙を参照してください。)

2 選定団体数

10団体程度

3 企画提案参加団体の募集期間

平成28年5月20日（金）～5月27日（金）

※ただし、**企画提案の提出にあたっては、5月13日(金)に実施する「仕様説明会」への出席が必須です。**（詳細は別紙の〈団体選定スケジュール〉及び〈応募できる団体〉を参照してください。)

※書面審査により応募資格を審査し、企画提案参加者を選定します。

4 企画提案書等の提出期限

上記3の書面審査により、企画提案参加者として選定された団体は、企画提案書等を**平成28年6月15日(水)までに**しごと財団へ提出してください。

※本事業の内容は、TOKYOはたらくネットや(公財)東京しごと財団のホームページでもご覧いただけます。

(TOKYOはたらくネット)

<http://www.hataraku.metro.tokyo.jp/koyo/jinzai/index.html>

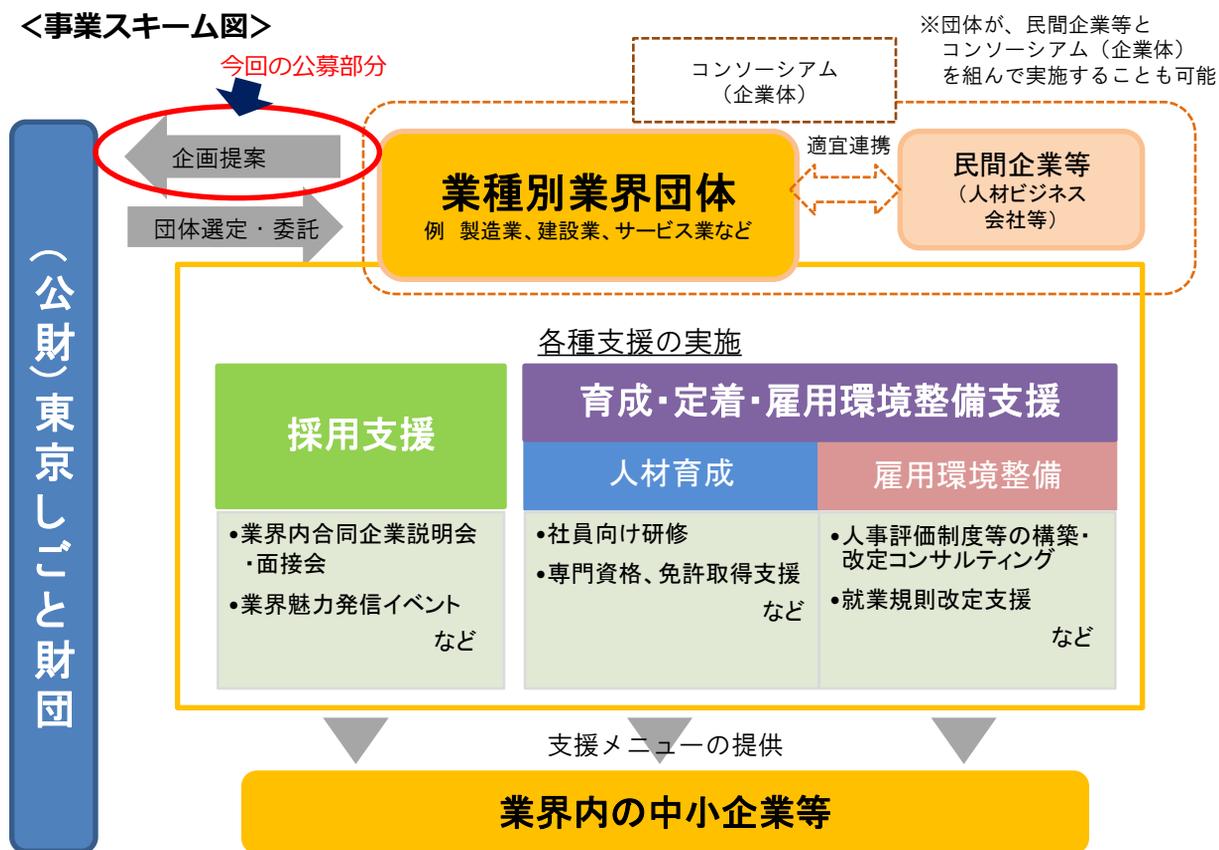
(公財)東京しごと財団ホームページ)

<http://www.shigotozaidan.or.jp/index.html>

- ◆ 事業に関する問い合わせ先
産業労働局雇用就業部就業推進課
TEL：03-5320-4628（直通）
(公財)東京しごと財団雇用環境整備課
TEL：03-5211-2804（直通）

「団体課題別人材力支援事業」について

<事業スキーム図>



<想定される支援メニューの具体例>

【採用支援】

- 業界内合同企業説明会・面接会の開催
- 業界の魅力発信イベントの開催
- 企業の採用担当者向け研修の実施
- 業界内企業でのインターンシップの実施 等

【育成・定着・雇用環境整備】

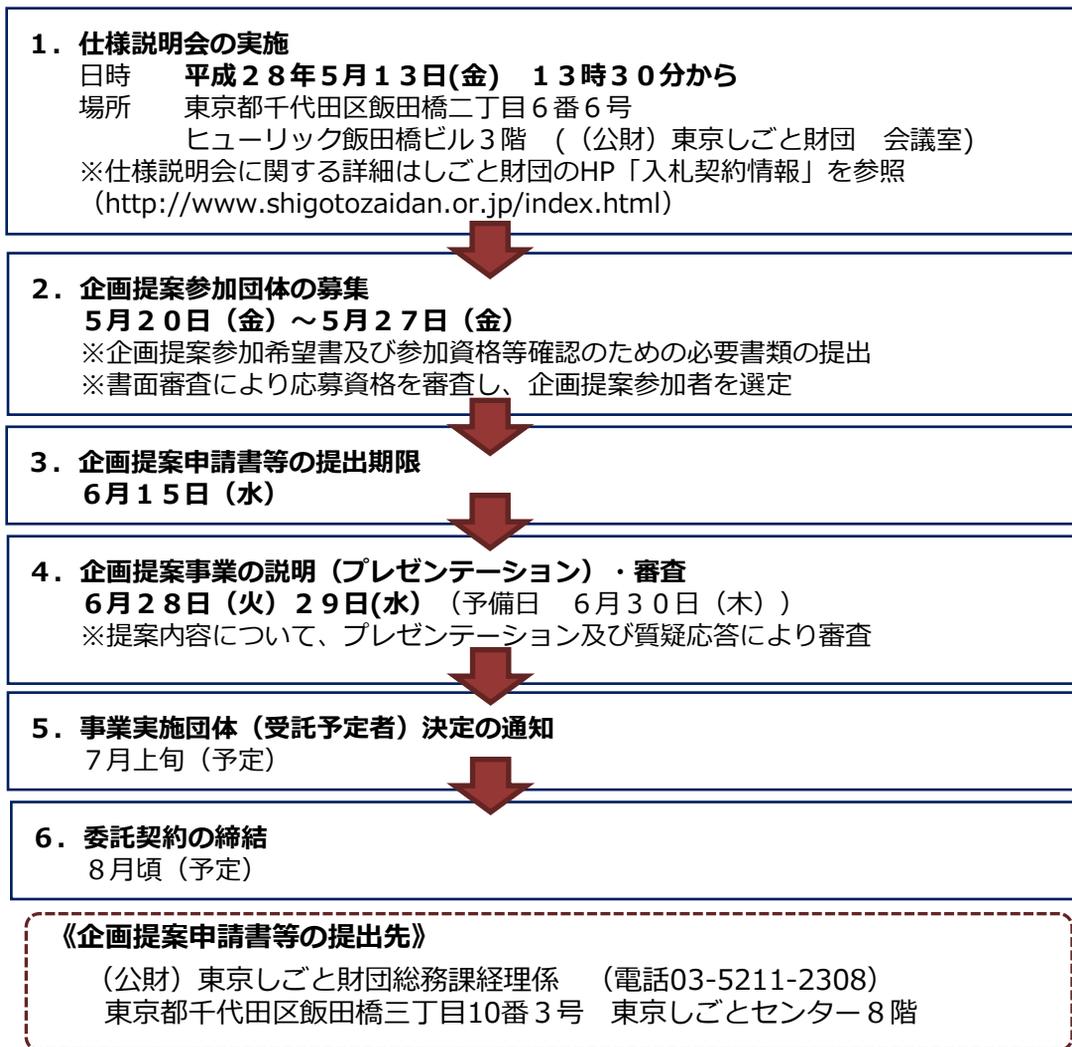
（人材育成）

- 社員向け研修・セミナー（ビジネススキル、キャリアプラン構築、メンタルヘルス等）の実施
- 専門資格・免許等の取得支援
- 管理・監督者向け研修・セミナー（マネジメント、雇用管理等）の実施

（雇用環境整備）

- 人事評価制度、人材育成制度等の構築・改定に関するコンサルティングの実施
- 就業規則の業界モデル作成支援
- 業務改善研修、在宅勤務制度・新たな休暇制度導入支援 等

<事業実施団体選定のスケジュール>



<事業開始後のスケジュール(予定)>

平成28年度		平成29年度	平成30年度
8月頃	9月頃	3月末	第1四半期
委託契約	事業開始	事業終了	成果報告会

<団体課題別人材力支援事業の対象となる団体及び企業>

<応募できる団体>

- ① 主たる会員や組合員が中小企業である一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、事業協同組合等であって、製造業や建設業など業種別の中小企業等で構成される業界団体等であること
- ② 都内全域を活動範囲とし、都内に住所又は主たる事業所があること
- ③ 関係企業等の採用支援、育成・定着・雇用環境整備に積極的に取り組む意欲があること
 ※複数の団体等が企業体(コンソーシアム)を組織し応募することも可能です。

<本事業で団体を通じた支援の対象となる企業>

- ① 東京都内に本社・本店又は主たる事務所・事業所がある企業等で、常時使用する従業員数・職員数が300人以下、または資本金3億円以下の企業等
- ② 事業者となる団体に会員、組合員、構成員等として所属している中小企業等や、団体に所属していないものの、同一業界内の企業など、団体と関連性がある中小企業等